

平成29年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成29年9月7日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第38号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第14 報告第9号 専決処分報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第15 議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 堀部好秀 | 3番 | 鏑本規之 |
| 4番 | 黒田芳弘 | 5番 | 船渡洋子 |
| 6番 | 臼井悦子 | 7番 | 高田文一 |
| 10番 | 道下和茂 | 11番 | 中村重光 |
| 12番 | 村瀬明義 | 13番 | 若原敏郎 |
| 14番 | 瀬川治男 | 15番 | 後藤壽太郎 |
| 16番 | 上谷政明 | 17番 | 大西徳三郎 |
| 18番 | 鵜飼静雄 | | |

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

欠員（2名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------|------|----------------|--------|
| 市長 | 藤原 勉 | 副市長 | 石川博紀 |
| 教育長 | 川治秀輝 | 総務部長 | 畑中和徳 |
| 企画部長 | 大野一彦 | 市民環境部長 | 森 寛 |
| 健康福祉部長 | 久富和浩 | 産業建設部長 | 青木幹根 |
| 林政部長兼 根尾総合支所長 | 蜂矢嘉徳 | 上下水道部長 | 三浦 剛 |
| 教育委員会 事務局長 | 溝口信司 | 会計管理者兼 会計課長 | 小野島 広人 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 坪内重正 | 議会書記 | 杉山昭彦 |
| 議会書記 | 大久保守康 | | |

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

開会します。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 堀部好秀君と3番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（上谷政明君）

日程第2、諸般の報告を行います。

まず、常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

改めまして、おはようございます。

9月1日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員5名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である認定第2号 平成28年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成28年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部に属する予算について協議を行いました。

初めに、執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、認定第1号 平成28年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する決算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、火葬場、墓地管理事業において、根尾地域の火葬場の修繕費に補助金が支出されているが、今後の使用について、一つ、市では火葬場がないことから、葬祭料助成をしているので二重補助に当たるとも思われるが、どう考えているのか。また、今後自治会に相談した上での廃止の方向について。一つ、廃棄物等処理施設建設基金等に毎年積み立てがされ、現在1億9,000万円ほどありますが、その基金の具体的な使途について。一つ、糸貫地域にストックヤードの建設予定について。一つ、現在くみ取りまたは単独浄化槽で処理している世帯に、合併浄化槽へ切りかえ処理の依頼についてなどの質疑がありました。

次に、健康福祉部関係の付託案件である議案第32号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

次に、協議案件に移り、議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算のうち、健康福祉部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、一つ、大腸がん検診の事業費を補正することになった理由について質疑がありました。

次に、認定第1号 平成28年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する決算について協議を行いました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、一つ、留守家庭教室にかかわる不用額調書の記載方法について及び留守家庭教室にかかわる待機児童について。一つ、地域支援事業における認知症カフェの開催回数及び参加人数について。一つ、留守家庭教室拡大事業において、利用者数の増により事業費の増額を見込んでいるが、国・県支出金が増額しない理由について。一つ、留守家庭教室をふやす必要について。一つ、高齢者タクシー利用助成事業において、タクシー利用券をもらうための方法について。一つ、高齢者タクシー利用助成事業は対象が75歳以上であるので、市民に浸透しにくいので十分な周知、PRをお願いしたい。一つ、市の保健検診事業において、受診対象者と受診者の把握についてなどの質疑及び要望がありました。

次に、教育委員会関係の協議案件に移り、議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算のうち、教育委員会に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、認定第1号 平成28年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会に属する決算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、席田北部公園用地取得事業において、今まで借地であった土地を購入したが、購入に際し、借地権について考慮されたかについて。一つ、中学校に新たに電子黒板が整備されましたが、先生方の黒板の利用方法について。一つ、便利な電子黒板を利用することで、授業の進む速度が速くなることはないのかについて。一つ、外国語指導助手について、予定者が4月直前にやめ、

その後、応募がなかったとされていますが、学校間でやりくりされ補われたのかについて。一つ、根尾中学校における太陽光発電設置事業を見合わせることにした理由について。一つ、外国語指導助手が雇えないことにより他のALTで補ったとすれば、補うこととなったALTの勤務時間がふえることとなるが、報酬等には影響しないのかについてなどの質疑がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会からの報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、御指名でございますので、産業建設委員会から御報告を申し上げます。

9月4日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名と議長が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査と協議案件2件の協議を行いました。

初めに、産業建設部及び林政部関係の付託案件である議案第36号 指定管理者の指定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、委員からは、一つ、商工振興費における補正で地域経済環境循環創造事業に伴う地域経済環境循環創造事業交付金1,650万円の予算をどのように執行するのか、また市のかかわり方について、一つ、事業者の自己負担額についてなどの質疑がありました。

次に、認定第1号 平成28年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する決算について協議を行いました。

執行部から補足説明を受けた後、委員から、一つ、鳥獣害被害等に尽力され、解体処理施設を整備し処理しているが、肉の在庫量がふえ、さばき切れないとの話を聞くが、処理の現状について。一つ、グルメでにぎわうまちにするには、地域の飲食店等の積極的な参加が必要であり、行政としては支援により後押しをしていただき、鳥獣害被害対策の拡張につなげていただきたい。一つ、肉を事業のために安定供給するためにはストックすることも大事である。また、現在の事業の進みぐあいは全体計画の3分の1ほどに思われるので、6次産業化事業、販売促進事業などの手助けをしていただきたい、事業を進める必要があるのではないかなどの質疑、要望がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件の審査を行いました。

審査の内容については、議案第38号 平成29年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第39号 平成29年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、認定第4号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成28年度本巣市水道事

業会計決算についてでありました。

続いて、協議案件である議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、上下水道部に属する予算について協議を行いました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からの質疑はありませんでした。

認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、上下水道部に属する決算についてを協議いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、一つ、防災訓練時に消火栓の点検をしたら、何カ所かで水漏れを発見しましたと。無駄な出費を抑え、有収率を上げるためにも小まめに修繕をお願いしたい。一つ、上下水道については料金を払い、さらに料金の一部で補助する明らかに二重払いではないか。また、下水を使っていない人にとっては、税金を充当することはゆゆしき事態であるので、接続率を上げ、独立採算に努めてもらいたい。一つ、今後は北部地域の世帯は減少し、下水道処理施設の維持管理費は変わらないことから、世帯当たりの維持管理費は上昇することになるが、現在の世帯当たりの維持管理費について及び今後の下水道計画についてなどの質疑と要望がありました。

以上、産業建設委員会からの御報告といたします。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第32号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第32号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

それでは、御報告申し上げます。

議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、認定した支給認定証の交付は保護者からの申請があった場合のみ行うことになりましたが、今までの交付方法と認定証の確認方法との違いはとの質疑に、執行部からは、現在、支給認定証は保育園、幼稚園に入園されている子の保護者全員に交付しており、認定確認もその都度行っていたが、今後は市内の幼稚園等に通う方々は支給認定者であることから、原則支給認定証の提示

を必要とせず、保護者にとって二度手間の解消を図るための改正ですとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにしました。

日程第4 議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第36号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第36号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

議案第36号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの意見として、一つ、今後、指定管理者の指定は契約等も含め、どのように進めていくのかの質疑に対し、執行部からは、シダックスとしては当社市内営業所、本巣市及び振興公社の従業員による北部観光交流施設運営委員会を設置し、来年4月からの運営方法等を協議する。また、別に北部観光施設向上委員会を当社、市民、利用者も含め本巣市をメンバーとして設置し、客観的な立場から利用者の意見を協議し、運営に反映できるよう進めるとの回答がありました。一つ、今

回4者の応募があり、シダックスの提案が最高点を得て指定管理予定者になったが、他3社の提案の中にも有効な提案があると思われるので、民間意見として取り入れることはしないのかの質疑に対し、執行部からは、公募があった計画の中には有効なものもあったが、各事業者の専門性もあり、ほかに出せないという営業的な部分も聞いていることから、市がそのまま使うことはできないことになっておりますとの回答がありました。また、ほかの委員から、せっかく提案していただいた計画であり、市が積極的に行うとすれば、画期的な内容もあったので、企業の特許にかかわるもの、またその他の企業でしかできないことでない限り、一アイデアとして取り入れてはどうかとの意見も出ました。一つ、雇用に関し、シダックスは現職員をできる限り採用するとしているが、これは企業理念に沿える者だけであり、そうでない者も会社になじめるまで会社と雇用者との調整役的部門を設けるよう要望がありました。一つ、現在の段階で契約において、どのような内容を予定しているのかの質疑に対し、執行部からは、現在、指定管理者が決定してないので、議決をいただいた後に、シダックスからの計画と、先ほど委員会等において、月1回から2回の協議を行い、運営内容を検討した上で、来年4月からの指定管理者の契約につなげていくつもりですとの御回答がございました。一つ、以前、市と振興公社及びTTCとの間で3者協定を締結して事業が進められておりましたが、そのことは今後どのようにしていくのかとの質疑に対し、執行部からは、現在締結しております3者協定は、当初有効期間が平成29年3月31日まででありましたが、契約条項に基づき1年間延長し平成30年3月31日までとなっているために、今後3者で話し合い、契約を終結することを協議していきますとの御回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決する

ことに決定しました。

日程第5 議案第37号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

それでは、これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員です。したがって、議案第37号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第38号及び日程第7 議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第38号 平成29年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第7、議案第39号 平成29年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第38号及び議案第39号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

議案第38号 平成29年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部からの補足説明はなく審査に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第39号 平成29年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部から補足説明はなく審査に入りましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことを御報告申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

産業建設委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 認定第1号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第8、認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、3点質問をいたします。

第1番目は、要支援者に対するサービスの問題であります。

これについては、この28年度の当初予算のときに質問をし、市町村事業に介護保険から移行される29年以降、そんな状況の中で、サービスの低下が心配されるということから幾つか質問をいたしました。最終的には、当時の健康福祉部長からこういう答弁をもらっています。

特に、訪問型のサービスについては、サービスが低下しないような体制づくりを平成28年度に検討していきたいというふうに言っておりますが、これについてどのような検討がなされてきたのか。そして、今後の方向についてどうなのかについてお伺いしたいと思います。

2つ目は、漁業振興費であります。

決算の説明資料の中で、どういった事業をやられたかということが書いてあります。これを見て、また当時の質疑も含めて改めて思いますのは、こういう内容であれば、産業建設部でやる事業というよりは、幼稚園にかかわる部署でやる事業ではないかというふうに改めて思っておりますが、当時は幼児教育にかかわる事業だという声、あるいは漁業振興の問題だという答弁とか、いろいろさまざまありましたけれども、事業の結果から見ればやっぱり幼児教育にかかわる、そちらの担当がやるべき内容ではないかというふうに思わざるを得ませんが、その点はどのように考えてこられたか、また考えているのかお伺いします。

3点目ですが、行政改革の外部評価結果というのが公表されておりますけれども、その中で、これは委員会でも取り上げましたので、今回は産業建設部にかかわる点についてお伺いしたいと思います。

産業建設部でいうと、4点が外部評価の結果としてCランクに位置づけられています。その中の2つは農業振興事業補助金が2つあって、それはワンセットにしてということで3点というふうに考えられますが、その中で魅力最大化誘客促進事業、これについて取り上げてお伺いしたいと思います。

外部評価の結果、外部評価者からの意見という欄がありますが、その中でこのように書いてあります。丸投げ感が否めない事業であると。ちょっと飛びますけれども、継続実施する必要性が見出せないというふうに書いてあります。こういった外部評価が全て正しいとは言い切れませんが

も、こうした評価を受けてどのような検討をなされてきたのか、この3点について伺います。

○議長（上谷政明君）

それでは、1点目の質問については、健康福祉部長の久富和浩君にお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、地域支援事業につきましてお答えをさせていただきます。

国は、介護予防・日常生活支援総合事業の構成につきまして、平成29年4月より要支援1及び2の方の介護予防給付費のうち、訪問介護、通所介護給付につきまして、地域支援事業に移行することとされました。地域支援事業への移行につきましては、平成27年度よりもとす広域連合の構成市町、地域包括支援センターと事業検討委員会を開催いたしまして、サービスの内容やサービスの提供事業者、サービスの単価、利用者負担などにつきまして格差が生じないように協議を行ってまいりましたが、移行の時期やサービスの単価などにつきまして調整に時間を要しておりまして、具体的な方針が示されないままとなっております。

このような状況の中、本市におきましては、昨年度、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行を検討するため、本市及び近隣市町で訪問型サービス事業を行っております14の事業所に、実施に関するアンケートを行いました。

アンケートの結果につきましては、訪問型サービスの提供が可能とする事業所が6社ございました。今後は、御協力いただける事業所様と細部を調整してまいりますとともに、もとす広域連合より交付されます地域支援事業の補助金の配分方法につきまして協議をし、早期に実施してまいりたいと考えております。

なお、地域支援事業の取り扱いにつきましては、移行前の訪問介護、通所介護の給付費につきましても、国が当分の間、見直し後の地域支援事業の相当サービスとして読みかえができるものとしております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

2点目と3点目の質問については、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、2点についてお答えをさせていただきます。

最初に、漁業振興補助金でございますが、これは根尾川筋漁業協同組合が実施する良好な水辺環境の普及啓発や魚族の育成、漁業振興に寄与する水辺のふれあい推進事業に係る経費を助成したというものでございまして、普及啓発には幼児期から川に親しみ、魚と触れ合い、魚族の生態、生育過程等、漁業の重要性を学ぶことにより漁業振興につなげるというのが目的でございます。

事業に当たりまして、5月18日、20日、両日に市内の8幼稚園に、園児に稚鮎を放流いただいたりとかして、コイと直接触れ合っていただくとかというようなことを通じまして、魚族、または水生動植物に関する学習、鮎の試食会を行っております。

最近、河川で鮎の友釣りとかをする若年層が減っておりまして、また川遊び、水遊びをする子どもたちが少なくなっているという現状も踏まえまして、漁業振興におきましては河川の魅力とかPR、河川に関心を持つ人を広げていくということが必要であることから、この事業を漁業振興補助金として捉えて事業を実施したわけでございます。

ただ、議員御指摘をいただいたとおりに、ほかの部署でというところもございまして、今後の事業につきまして、少し内部で検討をさせていただきたいと思っています。

続きまして、魅力最大化誘客促進事業につきましてですが、魅力最大化誘客促進事業につきましては、平成27年度の事務事業評価、外部評価で事業縮小、または再構築の検討、C評価をいただきましたので、28年度、昨年度におきましてはグーグルマップに森林セラピーロードや市内各施設を表示したりと、それをもとまるナビにおいて見ることができる、結果的に森林セラピーロードのPRや市内の文化歴史等施設を確認できることになりまして、滞在時間をふやすことができるというような効果を期待したところでございます。

また、そのほか根尾米とか富有柿等の収穫体験、農業体験等を、それから市内の施設をセットしたモニターツアーを実施しております。2つのどちらのツアーにつきましても、募集人員を大きく上回る結果になりましたので、今後、実際の商品開発につきまして、生産者と協議して方向性を見出していければというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点目については、当分の間は国のほうは負担が変わらないように財政的な措置もとるということはもともと言っていますわね。問題は、その当分の間というのがどんだけかわかりませんが、それが過ぎた後どうなっていくかという不安もあります。それをちゃんと、だから2つの面で受け皿がきちんと確保できるかということと、利用者の負担がさらにふえて、結局なかなか利用しにくくなるという、その2つの側面でサービスの低下が起きないだろうかという心配があるわけですね。

サービスの受け皿については、今お話がありましたようにアンケートをとられて、6社が訪問については対応可能だという状況にはあるということですので、その辺をしっかりと詰めていただきたいということと、それとやっぱり当分の間を過ぎた後、じゃあどうなっていくかということを見据えて、とにかくサービスの低下にならないような体制、措置を今からしっかりさらに進めていってほしいと。広域連合管内でなかなか思いの違ひというのはあって、一致できない部分もあるかもしれませんが、かといって、じゃあ本巢市の市民に負担が行くようなことはやっぱりよくないと思うので、そのあたりをぜひ詰めてやってほしいということを改めて申し上げておきますということで、結構です。

2番目の問題につきましては、結局、漁業振興費で組んでおりますから漁業振興のためというふ

うに答弁するのが当然だというふうに思いますけれども、本来の姿として内容から考えれば、幼児教育の一環としてやるんだというふうな位置づけが私は妥当だろうというふうに考えております。それについては内部で検討をしたいということですので結構です。

最後の3つ目の点について、もう一点だけお伺いしたいと思いますが、今、答弁の中で述べられました外部評価者の意見からも、例えば、モニターツアーがメインとなっているように思われ、誘客促進に向けたPRを重視した事業への再構築が必要であると。それができなければ縮小すべきだということで、この点についてはいろいろ方策を考えたということで、前進をしているということが報告されました。それはそれで結構だと思うんですね。

あと、最初に申し上げた丸投げ感が否めないといった指摘についても、さらに検討を進めていく必要があると思いますが、それとモニターの1人当たりの単価が非常に高いというようなことも言われています。そういったことについて、今の段階で、これまでやってこられたことを踏まえて、さらに今年度というよりも30年度に向けてということになってくると思うんですけども、今の段階で、さらにこういう点で、ここで懸念されているようなことについてはこういう形で払拭していきたいという方針がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

まだ具体的なものは考えておりませんが、昨年度やった経緯で、ある程度手応えといいますかつかんでおりますので、ただ、情けないのがまだ商品開発ができていない、また実際にやっていただける農業者の方にどのようなふうにつないでいくかという部分ができていないところがございますので、その部分を検討していきたいなと思っております。

丸投げ感というものについてでございますが、当初、やっぱり委託をしてというようなことがございますが、ただ、農業体験というのは結構人気があるよということをいろいろ聞いておりましたので、それを本巢市バージョンに置きかえて昨年度実施してみた結果、こういう高評価をいただいたということでございますので、その辺は一定の効果はありましたので、実施に向けて今後、その具体性について検討していきたいなと思っております。

○議長（上谷政明君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この28年度の当初予算の討論の中でも申し上げましたが、個々の事業を見れば、相当やっぱり前進的な取り組みをされているということについては評価しております。決算を見ても、そのようなことは思っております。

けれども、同時に耳にたこができていないかもしれませんが、私はやっぱりどうやって市民参加、市民協働を進めていくか、どうやって民主的な物事の進め方をするかという点では、当初に指摘しましたような部分が残念ながら、やっぱりこの28年度の事業全体を通じて払拭されたというふうには言えないというのが現実だろうというふうに思っています。せつかくいろんなことを考えて前進されている。そのことがもっともっと市民、まち全体のものになっていくためには、やっぱりその手法についてはさらに考えていく必要があるだろうということを思っています。そのためにも、やっぱりまちづくり条例を早く制定し、そういったことをベースにしながら市民協働、市民参加を名実ともに、この本巢市に根づくようなことをぜひとも進めてほしいということを最後に申し上げて反対討論とします。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対討論がありましたが、賛成の方の討論をお願いします。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後に鵜飼議員と討論を交換できることを大変光栄に思います。

ただいま反対討論がございましたので、私は賛成の立場から討論に参加をいたしますが、我々本巢市議会は、この平成28年度におきましても、当初予算、そして補正予算ともに、いろんな御意見とか指摘はございましたが、その都度、議会としては賛成をしてきた立場がございます。後ほど財政の指標についても全協で説明があろうかと存じますが、依然健全な財政運営が続けられているものと判断をいたします。

以上を賛成の討論とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9 認定第2号及び日程第10 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第9、認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程第10、認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題とします。

認定第2号及び認定第3号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、今後の被保険者数の増加の見通しについてはどの質疑に、執行部からは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年ごろに高齢者数がピークを迎えることから、それまでは増加すると思われそうですとの回答がありました。一つ、今後も被保険者が増加すれば財政的にどうなるのかとの質疑に、執行部から、保険料については5割が公費、4割が現役世代からの保険料で、残り1割が被保険者の保険料であり、被保険者の保険料1割については2年ごとの見直しを行っており、保険料は増加しますが、後期高齢者医療事業そのものは財政的に存続できると思われますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

○議長（上谷政明君）

認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、お戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

国民健康保険というのは、言うまでもなく社会保障というふうに法律でも位置づけられているものであります。社会保障というのは、社会全体で面倒を見ようということでありまして。

この議会の始まりのころに、付託の前の質疑の中で協会けんぽと市町村国保の比較を少し申し上げました。改めて言いますと、協会けんぽの場合には保険料の負担率が7.6%、市町村国保の場合は9.9%という統計が示されています。本巢市はどうかということをお伺いしました。その後、資料をいただき、それを見ますと10.6%であります。加入者1人当たりの所得については、国全体で言うと平均で86万円、本巢市の場合は83万3,000円ということで低いわけでありまして、保険料の負担率は大きいというのが実態であります。

こういう中で、やっぱり最初に申し上げた社会保障という観点から考えれば、やっぱり市として必要な手だてをさらに講じていく必要があるというふうに私は思っておりますし、繰り返し指摘してきたと思いますけれども、国の制度による低所得者への一定の軽減措置というのは進んできておりますけれども、基本的な部分ではなかなか改善が図られていないというのも現実であります。だから、例えば、税というのは、もともと所得に応じて、能力に応じて払うというのが税であります。国保税の場合は必ずしもそうではない。収入が全くない子どもも均等割ということで保険税の対象になるという、そうしたやっぱり不合理な部分が存在しているわけです。そういった面にも目を向けながら、所得の今軽減している部分だけではなく、もう少し幅を広げた形で軽減措置というのを考えていく必要があるというふうに思っています。その点についても、ぜひとも今後さまざまな形で検討を進めてほしいということと同時に、来年度から県単位化されることによって、今の段階での県の試算を見ますと、保険税は上昇するというふうになっています。

けれども、12月ごろまでに県は再試算をして、それを公表するというふうには言っておりますが、その段階では恐らく今示されている額よりは下がるというふうに想定はされますが、いずれにしても県単位化されることによって負担がふえることのないようなやっぱり対応をぜひしてほしいということを申し上げ、反対討論とします。

○議長（上谷政明君）

ただいま原案に対する反対の発言がありました。

賛成の発言を求めます。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

隣同士で賛成・反対といろいろやっていますけれども、最後かなと思って、反対討論を受けて賛成討論をさせていただきます。

今の鶴飼議員の反対討論の趣旨については一定の理解はできます。また、そのように考えますけれど、しかし、当然誰かがそういう負担してこの制度が保たれるということ、先ほど話がありましたけど、一市町村だけではもう今はできないというか、もう限界が来ておるということで県単位になっていくということでありまして。だから、もう岐阜県一本で、今の後期高齢者と同じように県で考

えていくというふうになっていくということで、将来、もちろん代表者は送るということになりますけれども、それで十分検討していただけたと思いますし、そんなことで私としては賛成をいたす立場であります。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論をこれで終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど委員長報告の中で、保険料は上がっていくけれども、財政は確保されるというんですか、安定するとかいうようなお話があったというふうに思いますが、ということは言い方を変えれば、保険料は今後もどんどん上がっていくだろうというふうにも理解できますが、そのあたりはどのような状況だったわけですか、お伺いします。

○議長（上谷政明君）

委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

先ほどもお話ししましたように、後期高齢者の方がふえていくということで、多分保険料もたくさん、多くなっていくのではないかとこの予想でした。

ただ、国と、それから現役の方たちが負担をするということで、実際の後期高齢者の方の負担というのは余り変わらないのではないかとこのように回答をされておりました。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の委員長の答弁で、後期高齢者の保険料はそんなに上がらないのではないだろうかというような話がありましたけれども、そういうことは絶対にこの間の経過を見てもあり得ず、2年ごとに自動的に上がるような仕組みになっており、今後もそれは続くだろうというふうに想定されます。そうした前提の上にこの制度が成り立つという話であり、これ以上どんどん上がっていけば、この制度そのものの存続が危ぶまれるのではないかという懸念さえ持たれるような状況になっているというのが私の認識であります。そうした制度については、基本的なところでやっぱり見直しを図っていくべきだというふうに考えており、この決算については反対をせざる得ないというふうに思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

ただいま原案に対する反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

我々もあと五、六年するとこの仲間入りをするというところで、将来が心配という、そんなことは別に思っておりません。負担どうのこうのは、もちろん利用者というか、当事者も負担するわけですけど、国全体または県も負担するというところでいうと、これは当然の国を運営していく以上は仕方がないというか、それが定めであるというふうに思います。そんなことから含めて、いろんな御意見あると思いますけど、私は賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第11 認定第4号から日程第13 認定第6号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第11、認定第4号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてから
日程第13、認定第6号 平成28年度本巣市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第6号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

認定第4号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、審査に入りました。

委員から、一つ、落雷については今後も起こり得る災害であるので、その対策を考えているのかとの質疑に対し、執行部からは、避雷器設備は設置されていましたが、なお被災したものであり、建物共済からの損害にかかわる保険金も受領していますとの御回答がございました。一つ、今回のような災害を防ぐためにも、落雷時に電源を切り離すような器具が売られているので、落雷対策を行い、無駄な出費をしなくて済むようお願いをしたい等々の要望もありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第5号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、審査に入りました。

委員からの質疑等はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第6号 平成28年度本巣市水道事業会計決算についての審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、審査に入りました。

委員からは、一つ、水道事業及び下水道事業は、加入率や接続率を上げることが健全な事業運営につながるものであり、合併当時市民への負担を軽くするための手だてが現在の繰出金等11億円足らずの要因となっているので、今後は計画性を持って加入率や接続率の向上を図りたいとの要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（上谷政明君）

認定第4号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、お戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

[「議長、休憩はとりませんか」と呼ぶ者あり]

もう間もなくでございますので、行きます。

日程第14 報告第9号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第14、報告第9号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました報告第9号につきまして御提案申し上げます。

専決処分の報告についてでございます。

公用車の事故に係る損害賠償でございます。平成29年3月21日に本巢市三橋内において発生いたしました公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年8月14日に損害賠償金を3万7,467円と決定し和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

報告第9号の説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第9号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

追加議案の2ページをお開きください。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

本年3月21日午前11時35分ごろ、産業建設部都市計画課職員が公用車を運転し、本巢市三橋2丁目136番地先、株式会社朝日工営の南の交差点でございますが、この信号機のない交差点を東から西へ直進した際に、左方から北進してきた相手車両と衝突したものでございます。

次に、相手方でございますが、所有者と運転者が異なっておりまして、所有者は埼玉県富士見市の古賀勇基氏でございますが、この車両を運転しておりましたのが岐阜市長良東3丁目に在住の古賀栗氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償額3万7,467円を支払うというものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（上谷政明君）

報告第9号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

日程第15 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第15、議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案をさせていただきます議案第40号につきまして、提案説明を申し上げたいと思います。

議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成28年10月30日に、本巢市小柿地内において発生いたしました歩行者の排水路への転落事故につきまして、相手方と和解し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第40号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

相手方は、岐阜県瑞穂市本田2151番地5、ヒサマツチエコ氏でございます。

事故の概要でございますが、相手方が平成28年10月30日午後7時30分ごろ、市道真正3387号線の東側を南に向かい歩いているとき、本巢市小柿785番地8地先において水路が部分的に伏せ越しの

形態からオープンの状態に変わっており、路肩幅が1メートル95センチから50センチへ急激に狭まっている箇所において、落差1メートルの水路に誤って転落され、岐阜赤十字病院へ救急搬送されたところでございます。

診断結果は、左上腕骨近位部骨折、左膝蓋骨骨折及び第2腰椎圧迫骨折でございまして、入院97日、通院26日の治療をされております。

和解の内容としましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、そのほか何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

損害賠償額につきましては377万5,773円でございます、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいまの説明を聞きますと、まず事故のあった日にちというのは今年の10月30日の午後7時半ごろということですが、想像しますに10月30日の7時半ともなると大変暗いのではないかということが想像されるわけでございます。そして、今の説明で路肩が1.95から0.5に急に狭まっているといったことで、こっちの本巢市のほうに過失があるということになったということではありますが、私が思うに、こういった箇所はほかにも幾つかあると思うんです。それで、本当にここは事故が頻繁に起こるようなことが当初予想されておったのかということにも疑問がありますし、今の説明でいいますと、損害賠償額の377万が保険のほうで適用されたということではありますが、この保険料については、例えばこういったことに適用した場合、普通、民間の保険であれば保険額が上がるということもあるんですが、このことについてはどうなっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

まず、危険な箇所ということでございますが、実は現地を見てみまして、なぜこういう形態になっているかということについて、いささか疑問を持ったところでございます。確かに街灯もなく暗いところでございますので、転落されてもいたし方がないのかなと思ったところでございまして、損害金額の過失割合を算定するに当たりまして、弁護士とも相談をさせていただいたんですけども、やはり前方不注意というところも実はあるんですが、それを見込んでもやはり6割から8割程度の市の責任というのはあるだろうという判断をいただきまして、今回の金額にさせていただいております。

現状は、その後、民間開発が進みまして、道路が全て側溝鉄板になっておりますので、今は全て安全な状態になっておりますというところで御報告をさせていただきます。

[「保険は」と呼ぶ者あり]

保険料額につきましては定額でございますので、変更はございません。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

この事故のことにに関して、損害賠償額、また弁護士等々がという判断から物事がなされている。これは過去においても、私、一遍これによく似た案件で物を言ったことがあると思うんですが、数年前に舗装のされていない道路において、ボルボという車が走っていて、そしてオイルバンパーだったかな、何かが壊れたということで100万円の損害倍書をして示談がなされたということがありました。あのときも言いましたように、普通に走っておれば、当然そんなオイルバンパー、要するにタイヤとボディーの差があつて、そこに石が当たるなんていうことは普通はあり得ない。そこを猛スピードで走っていけば、それは確かに当たる可能性はゼロではないだろうという思いをしておりました。そういう中において、当然民間の普通の損害賠償等々でもしやるとするなら、間違っても100万円からの損害賠償を出されないだろうという思いをしておりました。

また、今回の件においても、確かに2メートル弱から60センチ弱のところ急に狭くなっている。だから、そこに落ちた、それは市において安全対策が行われていなかった、だから過失がありますよという判断に、もしそれが正しいとするなら、それが7・3というような形で弁護士が言ったとするなら、このことを市民に問うたときに、また民間の人が同じような形でなったときに、けがをしたほうとさせられたほうとの判断をしたときに、多分この問題は大きな問題になるだろうというふうに思っております。

当然、歩行者が歩行していく上において、7時半ということになれば相当暗いであろう。当然懐中電灯を持って、道を照らしながら安全を確保して歩むというのは当たり前と言えども当たり前のことなんです。それを弁護士と話をして、7・3の割合で、過去の事例から基づいてというようなことを言われて賠償額を決めておりますけど、こういう案件については裁判所に届けて、裁判の中できちんと定義をして、そして払うのが本来の姿じゃないかと思っております。その費用においても、当然保険にかかわっておりますので、保険会社のほうから費用等々も全額出るはずなんです。それを私に言わせれば一弁護士の判断によって、過失割合を市のほうが多いですよと言われることにおいては、この行政をつかさどる者として、またそこを維持管理していく者において、あなたたちのやっていることは悪いんですよと言われてるんですね。それを、はい、わかりましたと言うことは、そこで働く職員、またそれに対する付託を受けている市議員として到底容認できる問題ではないというふうに思っておりますので、そう安易に弁護士から言われたからこうですよというよう

なことのないようにしていただきたい。

また、今回の案件についても、できることならこの額については不同意であるということからにおいて、裁判等をやっていただきたいと思っております。どこまで行っても保険で済むからいいという話ではないと思っております。

また、保険のことに関しても上がることはないという話ですけれども、保険というのは1年契約もしくは2年契約の中で契約をしていくわけです。それで賠償額が、もちろん本巢市に対していろんな形の損害賠償請求、金額が多くなれば、保険会社も当然1年先、2年先の査定のときに上げてくるんじゃないかという思いがしておりますので、過去において、今の答弁でいくと10年前も今も保険料は変わらないというふうに判断していいんですか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

この保険料につきましては、市民の人数掛ける単価という形での保険料の納付になっております。今おっしゃいますように、10年前がちょっと幾らの単価であったかというのは、ちょっとここではわかりかねますが、当然、今おっしゃられますように総体的にそういった案件がふえれば、その単価にはね返ってくるんだらうというふうに思っておりますが、先ほど御答弁申し上げましたのは、この案件に対して本巢市での単価が上がるということはないということでの御答弁でございました。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私も議員を約10年やらせていただいております。その都度、保険に関しての報告、職員の事故等々の報告をされております。正直なことを言いまして、私はこの交通事故等々に関しての賠償、言葉の悪い言い方をすれば、昔で言うところの示談等々については、そこら辺の保険会社の査定員、要するに示談をする査定員よりは私のほうが詳しいぐらい知識を持っております。そういう中において、今、私が求めたわけなんです。

保険料が市民1人当たりにつき1円なら1円という単価で物事がなされて、そして保険料が納まっている、この1円という金額、仮の話ですね、1人当たりの1円という金額がどれだけ本巢市が損害賠償請求、金額が多くなっても上がらないとするなら、それは非常にありがたいかもしれませんが、どこまで行ってもそこで勤務をしている、その管理をしている人たちについて管理責任が不十分ですよという判断は、行政をつかさどる者としては非常にあってはならないことだと思っております。

ですので、そういう判断を一弁護士的判断によって、言葉の悪い言い方をすれば、あんた方の職員は真面目に仕事をしていませんよと、手抜きばかりしているんですよと、だから賠償額が多いんですよとされているんです。その従業員、職員のことを言うんですが、その職員の怠慢を堂々

と指摘されている、そこにおられるその職員をつかさどる市長さんの職員に対する教育、また安全対策等々において不手際があるんですよと、市長さん、言われておると一緒なんです。非常に深く反省をして、こういう案件については正々堂々と私たちはこれこれこれだけの安全対策をやり、これこれこういうふうですよということを言っていかなければ、そこに働く人たち、またその維持運営をしていく人たちにとって非常に不愉快だろうという思いがしております。

いま一度お尋ねをいたします。

こういう案件について、弁護士等々の意見を聞いて即答するのではなく、保険会社の対応、当然保険会社には裁判をやる権利があります。そういう人たちの意向を聞いて物事をなしたらいかかと思いますが、今後そのような計画等々、考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ただいまの件でちょっと誤解をいただいているところもございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

この案件につきましては、提案させていただいたように保険会社の査定による額でございます。それで責任割合が定められましたので、それが本当に出し過ぎじゃないかというような判断の中で弁護士の意見を聞いたということでございますので、また事例につきましても、このぐらいの事例だったらどのくらい出ているかということ判断して保険会社の判断は妥当だなというふうに思って提案をさせていただいておりますので、当然保険会社の意向でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案

のとおり可決することに決定しました。

日程第16 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第16、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

発議第1号については、提出者に説明を求めます。

提出者、4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

いよいよ最後の議案となりましたが、ただいま議題となっております発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、提案説明をいたします。

道路事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律は、道路特定財源制度において財源を確保する法律で、揮発油税、石油ガス税を道路特定財源とします。

また、地方道路整備臨時交付金なども規定をされております。

戦後直後は道路を敏速に整備する必要があり、財源の確保が問題となりました。1953年に田中角栄らの議員立法により道路整備費の財源等に関する臨時措置法が成立をし、揮発油税が道路特定財源となりました。同法は1958年に道路整備緊急措置法に継承され、さらに2003年に道路整備費の財源等の特例に関する法律となり、2008年に現在の道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律に改題をされました。

この法律の中に、国の補助の割合の特例として第2条2項の2に政令で定める国の補助の割合は10分の5.5以内とするとなっております。

しかしながら、この法律の規定により交付金事業の補助率等のかさ上げが平成29年度までの時限措置とされており、このかさ上げ措置の廃止は道路整備に補助事業を活用する地方において、さらなる財政負担をもたらすこととなり、道路整備の一層の遅滞を招くこととなります。

本市においては、北部地域の道路整備はまだまだおくれしており、南部地域においても高速道路インターチェンジへのアクセス道路の緊急整備が急がれます。よって、本市議会は国に対し、敏速かつ着実な道路整備を引き続き推進するための長期的かつ安定的な予算の確保と拡充を図るとともに、当法律の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く求めるものであります。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

提出者は席にお戻りください。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、平成29年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。21日間にわたりまことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 上 谷 政 明

署 名 議 員 堀 部 好 秀

署 名 議 員 鏝 本 規 之